

尾花沢市にお住まいの出産された方へ

県外で受診した産婦健康診査・1か月児健康診査費用の一部助成について

ご出産おめでとうございます。

尾花沢市では、産婦健康診査および1か月児健康診査にかかる費用の一部を助成しています。妊娠届出時に母子健康手帳と併せて「産婦健康診査受診票および1か月児健康診査受診票」を交付しております。この受診票は、山形県内の医療機関でのみご使用いただけます。

里帰り出産等により、県外の医療機関で各健康診査を受診する場合は、この受診票を使用することができません。そのため、健診費用は一度医療機関の窓口で自己負担によりお支払いいただく必要があります。そのうえで、後日下記のとおり申請していただくと、支払った健診費用の一部をお支払いいたします。

1. 助成対象・条件

- ① 県外の医療機関で受診した産婦健康診査および1か月児健康診査
- ② 各健康診査を受診する日に尾花沢市内に住所があること
- ③ 医療保険を使わない産婦健康診査および1か月児健康診査
(医療保険を使った診察・検査、文書代等は該当しません)

2. 必要書類

- ① 尾花沢市産婦健康診査費用助成金交付申請書兼請求書(様式第5号) または
尾花沢市1か月児健康診査費用助成金交付申請書兼請求書(様式第3号)
※市ホームページよりダウンロード可能。健康増進課窓口にもございます。
- ② 母子健康手帳(各健康診査の記録・結果が証明できるもの)
- ③ 未使用分の尾花沢市産婦健康診査受診票または1か月児健康診査受診票
- ④ 各健康診査に係る領収書および診療明細書(原本)
- ⑤ 産婦さん名義の通帳

3. 申請方法

尾花沢市健康増進課 健康指導係まで 必要書類を全てご持参ください。

(受付：平日 8:30~17:15)



4. 助成額

- 産婦健康診査…各回上限 5,000 円(産後 2 週間および 1 か月の計 2 回まで)
医療機関によって、産後 1 か月のみ実施の場合があります。医療機関へご確認ください。
- 1 か月児健康診査…上限 6,000 円(1 人につき 1 回のみ)
※上限額を越えた分は自己負担となります。

5. その他

- ・家族の方による代理申請でも問題はありませんが、申請者名は必ず産婦さん本人のお名前をご記入ください。
- ・申請期限は受診日より 6 か月以内です。受診後にまとめた申請でもかまいません。

お問い合わせ…尾花沢市健康増進課 健康指導係 母子保健担当 ☎0237-22-1111